

第751回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成18年9月14日(木)午後2時から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 藤村委員長, 鈴木委員, 櫻井委員, 佐々木委員, 山田委員, 佐々木教育長

4 説明のため出席した者

鈴木教育次長, 矢吹教育次長, 佐藤参事兼総務課長, 伊丹教育企画室長補佐, 安井教職員課長, 菅原義務教育課長, 村上障害児教育室長, 黒川高校教育課長, 雫石施設整備課副参事兼課長補佐, 菊地スポーツ健康課長, 岩間参事兼生涯学習課長, 加藤文化財保護課長ほか

5 開 会 午後2時

6 第750回教育委員会会議録の承認について

委員長 (委員全員に諮って)承認。

7 第751回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委員長 佐々木委員及び山田委員を指名
議事日程は配付のとおり

8 教育長報告(一般事務報告)

「自然の家の今後の在り方」第29次社会教育委員の会議答申について

(説明:教育長)

第29次社会教育委員の会議に諮問していた「自然の家の今後の在り方について」9月11日に答申されたので,その答申の内容について御説明申し上げます。

お手元に配付されている資料を御覧願いたい,はじめに,答申の目次を御覧願いたい。答申は三部構成となっている。「これまでの県青少年施設改善の取り組み」について,次に,として「自然の家の現状」について述べられ,このことを踏まえて,最後にとして「自然の家の今後の在り方」について答申されている。

1ページを御覧願いたい。では,これまでの県立自然の家の歩みについて,また,1ページ下段からは,改善に向けたこれまでの取り組みについて述べられている。

次に,2ページを御覧願いたい。中段であるが,として自然の家の現状である。(1)の利用者数では,現在の利用者数はピーク時の59%になっていること,また,3ページの(2)になるが,利用者の評価と期待が述べられている。一定の評価を得ているが,要望も数多く寄せられている。4ページをお開き願いたい。2の「施設の状況」であるが,「(1)施設の老朽化」と(2)の「耐震診断」について,建物の老朽化や施設の劣化が進んでいること,耐震診断の結果などについて述べられている。さらに5ペー

ジには、3の「運営状況」として、(1)の「組織」に、各自然の家に活動を支援するために配置されている社会教育主事の現状について、(2)として運営費の実態が述べられている。6ページをお開き願いたい。(3)の「地域との連携・協力」には、各自然の家における地域との具体的な連携、協力体制等について述べられている。

6ページの下であるが、として「自然の家の今後の在り方」について提言されている。7ページを御覧願いたい。1の「自然の家の方向性」としては、自然の家の現状を踏まえて、今後目指すべき方向性として、(1)自然を介して人と人をつなぐ多様な目的に利用可能な施設、(2)体験活動を総合的に支援する施設の2点が指摘されている。さらに、2の「今後充実すべき機能」として、その方向性を目指して事業を展開するために、からまでの5点が指摘されている。特に、学校休業中におけるゆとりある長期的自然体験活動の機会の提供やセカンドスクールの場として自然の家を活用する学校への支援、また、幅広い年齢層が生涯学習活動などを通して交流出来る機会の提供などが挙げられている。8ページを御覧願いたい。3の「機能充実のための改善点」として(1)専門職員の増員と柔軟な配置、(2)NPO・ボランティア団体などとの連携強化、(3)広報活動の充実強化、(4)自然の家間の連携強化の4点が提言されている。

なお、施設設備上の改善として、安心・安全な施設として耐震補強工事と老朽化した施設の改修などが指摘されている。

4の「改善のための方策」として(1)自然の家における資源の充実と効率化、9ページになるが(2)自然の家の再編の2点が指摘され、4つの自然の家が全体として、効率的効果的に運営するためには、資源の集中を図り4自然の家を再編縮小することも今後取るべき方策の一つである旨の提言もされている。「5 施設の管理運営方法」としては、社会教育施設においても指定管理者制度の導入が可能となったが、自然の家は県が直接管理運営することが適当であると提言されている。次に、10ページであるが、(2)として、「民間の手法の導入と県民参加による施設運営」の必要性が指摘されている。

県教育委員会としては、この答申を踏まえて、実行可能なものから逐次実施していくとともに、自然の家の再編縮小については、様々な提案や意見をお聞きしながら、慎重に検討して参りたいと考えている。

なお、参考までに社会教育委員の会議において御説明した、自然の家の現状についての資料を配付させていただいているので、御参照願いたい。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 自然の家に関しては、自分の子どもたちも非常に利用させていただいてその意義というものは元から理解しているつもりであるが、このように県の財政が厳しい折、それから学校での過ごす時間も随分ゆとり教育で少なくなってきたことを考えると、ゆとりというのは家庭に返すべきだという、家庭で家族と一緒に行動すべきだという方向に変わってきているように思う。そういう状況にあって県が直接自然の家を運営し、そして場所によっては養護教諭のようなものを配置しながら財力と人材を配置して、今後このような利用も随分少なくなっているという時にこの方針ですと頑張っていく利点はどこにあるのかという疑問を私は考えている。先ほど教育長もおっしゃったように民間の協力も得てというようなことも書いてあったが、県が直接経営するのではなくて民営化という形を取って、そこに投じていた財力や人材というものを毎日の学校生活の方で、今足りなり足りないと言われている部分に配置することは考えていないか。そういうことがもし出来ないのであれば、そういう理由をお聞かせ願いたい。

教育長 自然の家のこれまで果たしていた役割というのは非常に大きいということで勿論我々

も評価しているところであり、理解している。最近は自然体験や集団生活の体験不足が近年の青少年問題を起こしている一因になっているのではないかと指摘もある訳であり、自然の家の効果的な活用というのは今後とも必要であろうということで考えている。そういう意味で自然の家の機能充実を図ってよりパワーアップした施設に生まれ変わらせる必要があるのではないかと考えている。ただ、今委員御指摘のとおり民営化出来るものも考えられるので、資源はもっと学校に振り向けてはという御意見であるが、もし受け皿があればそういったことも含めて検討して参りたいと思っている。

鈴木委員 私もこの自然の家の果たした役割というのは大変大きいものがあるし、私も教職にあった時代にはかなり数多く利用した経験があって、必要な施設、教育の場としては大変いい施設だなあという認識を持っている。教育長は今慎重に対応するということがあったが、縮小するという方向で慎重に対応するということなのか、その辺のところを真意をお伺いしたいということと、実は生徒指導上で私も苦しんだ時代があったが、結局高校生のような子どもの場合は生徒指導の対応の一つとして自宅待機とか謹慎を命ずるといような指導もある訳であるが、現在御承知のとおり家庭教育が低下している中で、家庭においても謹慎の意味がほとんどないといようなそういう状況下にあるのかなあと私は考えているが、そういう子どもたちを収容する施設としても、さらに縮小するよりも拡大する方向で人的対応などもして考えていくという方向での考えはないのかどうかお尋ねしたいと思う。

教育長 果たしてきた役割については委員の御指摘のとおり非常に我々も大変大きな役割を果たしてきたというふうに思っている。慎重に対応の真意はどうかということであるが、色々な提言をされている。例えば縮小の提言の話であるとか、それ以外にも色々な提言がされているので、すぐに出来るものもあるかと思うが、ちょっと時間が長くかかるものもあるかと思うので、必要であれば庁内にも組織なりを作って具体的に提言を受けた県教委としての対応を考えて参りたいというふうに思っている。それから自然の家の縮小再編の提言などもいただいているが、やはり資源については無尽蔵にある訳ではないので、集中、重点化して資源を使うといようなことも効率化、効果的な運営といには必要かなあと思っている。一方で施設自体が非常に時間経過しており建築30年以上もみな経過して老朽化してきている。そういう意味では建て替えをしなければならいような施設もある訳であるので、そういったところの費用負担というものを考えると、ある程度どのように進めるかについては縮小といのものも止むを得ないのではないかとこのように思っている。今すぐにこれについても結論を出すということではなく、関係者の意見なりもあろうかと思うので、そういった意見も聞きながら対応して参りたいというふうに考えている。

委員長 昭和48年からであるので30年近く経っている。今教育長が言われたとおりであるが、この自然の家の運営についてこれまで何か改革のようなことは行われたか。

教育長 今までも社会教育委員の皆様から御提言をいただいている中で、例えば先程話が出ていた利用者が非常に減ってきているといようなことがあり、そういうことでの改善策なりといようなことで、例えば今までの少年とか、青年とかを、一般人も受け入れるように「自然の家」という形に条例変更、名称変更し、昨年4月からスタートしてそういった効果もあったのかと思うが、16年度と17年度の利用者の対比では若干

17年度が伸びているというようなこともある。今までも社会教育委員の皆様からは自然の家の在り方については色々とお話をいただいている。

山田委員 例えば民間の企業の研修会などにこういったものを貸し出すということはこれまでされていないのか、あるいはされていないとすれば今後そういう検討の余地があるのかどうか伺いたいと思う。

教育長 特に泉が岳の自然の家についてはそういった一般社会人の利用というのは前からされている。

山田委員 他の施設ではあまり例がないということか。

教育長 他の施設では利用可能ではあるが、従来の対象者というのは割と絞られていたというようなことがあるので、対象者については引き続き継承されているのではないかなあとと思う。

委員長 改革というか、二つ方法があると思う。同じ所に4施設を置いておいてそれをそれぞれ縮小するのか、あるいは再編統合と言ったがるところはなくして、あるところに集中してやるのか、何かその辺のニュアンスが分からなかったが考えていることとしてはどっちか。

教育長 これから答申を受けて県教委として具体的にどういうふうに対応していくか、正にこれからだと思う。パターンとしては4つの施設を縮小するとか、数を減らすとか色々パターンはあるかと思うが、まだ具体的にこの場では答申をいただいたばかりであるので、県教委としての考え方はこれから内容的に検討していきたい。

佐々木委員 私はこの自然の家の果たす役割というのはこれからの学校教育の中では特に大きいと思う。教室の中だけで先生と向かい合うだけではなくて、やはり朝から晩まで夜寝る時も時間を共に過ごすということで通じなかった心も通じるというような新しい関わり方のきっかけのいいチャンスでもあるので、安全性ということをもうちょっと十分に確認しながら、先生方にとっては大変負担になる仕事だとは思うが、自分自身の学生時代とか子どもの時を振り返ってみても、そうやって先生と過ごしたという、そこで色々教えられたということは大変大きな印象になって、教室の中とはまた違う大きな印象になって生涯残るものである。やはり特別な意味のある大事な教育の場面だと私は思うので、縮小ということをどういうふうにかは別であるが、教育の充実ということの一つとして、やはり今鈴木委員がおっしゃっていたようにむしろしっかりこういう機会を充実させていくような教育の中の色々な場面とか対応とか、色々な体験、色々な経験、これを教育という立場からするというはとても大事だと思うので、なくしてしまうということがないように私は個人的にはお願いしたいと思っている。

委員長 要するに安全性を考慮しつつ、管理運営方法等に工夫を加えて、財政の方は何とか頑張ってもらいたいということである。

佐々木委員 昔はこういうことだけではなく、海の家とか山の家、林間学校とか、そういう機会は沢山あったが、やはり安全が図れないという名のもとにどんどんそういうことが廃止された。学校の中の行事、例えばみんなで火をおこして、よく小学校でお茶碗を作ったりとか、そんな行事まで火が危ないというようなことで廃止するような、そんなことが教育の現状と私は聞き及んでいるが、やはり怪我をしたり、やけどをしたりという機会があるかもしれないという場面ってすごく大事な教育の場面だと思う。そういうことはやはり先生方にとっては負担が大きいかもしれないが、豊かな心が育つ大事な場面だと私

は思うので是非頑張って守ってほしいなあと思っている。

教 育 長 確かに学校以外の教育という面でも大きな効果が期待出来ると考えており、また今後教育委員会の方針を立てるに当たってはこの教育委員会にお諮りして決めていきたいと思っている。

委 員 長 今のところの資料に基づいた意見というのはかなり出たと思うが、そういうところでお願ひしたいと思う。

9 専決処分報告

(1) 第310回宮城県議会議案に対する意見について

(説明：教育長)

「第310回宮城県議会議案に係る専決処分について」御報告申し上げます。

資料は、1ページから8ページまでとなる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成18年9月11日付けで、知事から意見を求められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により平成18年9月11日付けで専決処分し、同日、異議のない旨の意見を申し出たことを報告するものである。

はじめに、予算議案についてであるが、2ページの第310回宮城県議会提出予算議案の概要を御覧願いたい。教育委員会の9月補正額は、1億8,008万8千円であり、国の委嘱等を受けた調査研究・モデル事業の実施や白石地区再編統合校及び第二女子高等学校校舎の基本・実施設計に要する経費を措置するものである。また、債務負担行為としてこれら設計に必要な期間及び限度額など所要の措置を講ずるものである。

次に、予算外議案についてであるが、3ページを御覧願いたい。

まず、議第152号議案「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例」について御説明申し上げます。概要は、4ページから6ページまでとなる。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律は、幼稚園や保育所等における就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するために、平成18年6月15日に公布され、同年10月1日から施行となる。この法律に基づき、幼稚園、保育所等のうち、教育及び保育を一体的に提供出来る機能及び地域における子育て支援を実施出来る機能を備えるものは、都道府県知事から「認定こども園」としての認定を受けることが出来ることとされている。この「認定こども園」の認定基準は、文部科学大臣と厚生労働大臣が協議して定める基準を参酌して、都道府県知事が条例で定めることとされており、当該条例案を平成18年9月定例議会に提出するに当たり教育委員会に意見聴取があったものである。本県が定めようとする条例案では、認定こども園に認定するための7項目を認定基準として規定しているが、子どもの視点に立った教育・保育の質の確保及び向上を図るため、職員配置等を明確にするなど、国が定める基準よりも高い基準となっている。

3ページにお戻り願いたい。続いて、議第162号議案であるが、宮城県田尻高等学校校舎改築に係る工事請負契約を締結するものである。

平成18年9月宮城県議会に提出され予算及び予算外議案の内容については以上のとおりである。

(質 疑)

櫻井委員 認定こども園というのが今度許可されて始まると、今までの幼稚園、保育園と形態として一番何が変わるのか。こういう新しい形態が出来て、こういうものが出来ますという具体的な例をもし御存知であれば教えてほしい。

教 育 長 具体的には今までの幼稚園、保育所のままで勿論存続出来るということであるが、新

たな認定こども園の認定を受けるとパターンとしては四つあり、幼保連携型であるとか幼稚園型、保育所型とか地方裁量型、この四パターンが類型としてあり、これらの要件を満たせば認定こども園として認定を受けることが可能になるということである。割と自由な、例えば地方裁量型であれば自由に保育料、利用料を設定出来るとか、そういう部分があるので非常に柔軟な対応が出来るということがあるかと思う。勿論既存の幼稚園、保育所は制度としてはそのまま残るケースもあり、転換していくケースもあるかと思う。いずれそういうものは申請者側の考えということになるかと思う。

委員 長 この目的というのは今までのそういう子どもを扱う施設の質を向上させるということか。質を充実させてこういうふうに分けてやっていくということか。そういうふう理解してよろしいか。

教育 長 利用者側のそういう利便性を増すというようなそういう形で考えられている。

総務課長 若干補足させていただくと、従来の幼稚園というのは3才から5才を教育するという施設で、子どもたちをお預かりするというのが基本である。保育所については、基本的に家庭で子どもの面倒を見る方がいらっしやらないというか、いわゆる保育に欠けた子どもを、一番低い場合で乳児から就学前であるので5才までということ、それも原則的には朝から夕方までというか、長時間お預かりすると、保育するというのが基本であったが、基本的には保育所の方に先ほど言った保育に欠けない子どもも、認定を受け入れることが出来ますと、幼稚園についても今も預かり保育というような格好で午後も子どもを預かる制度とかが任意であったが、それを場合によっては保育に欠ける子どもも長時間やることで、お預かり出来るようになってくるので、それも年齢的にも3才原則ではなくてもっと下の子どもも保育所と同じような機能を、設備面、人員面で基準を満たしていれば、認定を受けられれば、幅広く受け入れが可能という、そういう感じの制度である。従って、総合された何かを新たに一つのを別のこども園というものを作り上げるということではなしに、今の機能を活用して色々な連携型とか保育所型、幼稚園型等々、細分化すると七パターンほどあるかと思うが、そういう格好で幅広く場合によっては保育所の方で待機児童もいる現状が都市部ではあるので、そういう解消も含めた施策と伺っている。

櫻井委員 そうすると例えば地方裁量型ということで、先ほど教育長から自由に保育料を設定出来るとかのお話があったが、どんな形態であれこども園の認定を受けた場合は県からの支援というか、色々なサポートが受けられるのか。どの程度受けられるのか。

総務課長 基本的には地方裁量型というのは一般的に言われているのは無認可保育所とかであるが、そういう部分も基準等々が地域の実情に応じてであるので、それをどんどん無認可を増やしていくとかそういうことではないが、一定の要件を満たした場合には地域の実情に応じた責務を担っていただきましょうと、それで大きなこのためだけの助成の追加とかという部分ではないが、4ページの(5)の方に若干特例措置が書いてあるが、設置者が学校法人、社会福祉法人、いずれの場合でも施設整備の対象にはなり得るようになってくる。具体的に対象になるかどうかは認定の問題があり、国庫補助等の基準あるいは予算枠があるので、必ずしも保証するものではないが、可能性としては対象が若干広がるというかそういう内容である。

鈴木委員 これが県議会で承認されれば県条例になるということである。それで認定こども園とこれを管轄するのは教育委員会なのか。

総務課長 保育園と幼稚園があるが、県教育委員会の部分としては今許認可、届出等の受理をやっているのは公立の幼稚園を教育委員会で所管しているので、認定権は知事にあるが可能性として公立幼稚園も認定を受けたいという、施設面での許認可部分としては通常の場合であれば公立幼稚園は届出で済むが、そういう申し出があった場合に関連があるので教育委員会も意見を聞かれているというか、認定権は知事であるが、公立幼稚園が該当する可能性もあるので今回条例案ということで教育委員会の方の意見が聞かれている。

櫻井委員 具体的に自分の子どもを今まで無認可保育園に預けていた人が今度地方裁量型の認定のこども園に預けることになった場合、預ける側のメリットは何か教えてほしい。

総務課長 基本的には幼稚園と保育園の壁がなくなるというのがまずある。保育園であると従来保育に欠ける子どもでないと受け入れては駄目ですというのが原則だったが、それが主婦として家庭で面倒を見る方がいらしてもそういう認可であろうと無認可であろうと認定こども園という保育所なりには入ることが出来るようになってくるということでの違いかと思う。

櫻井委員 仕事をしても仕事をしていない母親でも子どもを預けたいと言えば今までだったらなかなか「あなた仕事をしていないから預けられないわ」と言われていたのが、今度は認定こども園であれば専業主婦でもお子さんを預かりますというメリットだけか。

総務課長 そうである。

櫻井委員 今のところはメリットはそれだけか。

総務課長 あくまでも認定を受けている施設でないと、ということである。

委員長 (委員全員に諮って)了承。

(2) 教育功績者表彰について

(3) 県立高等学校施設内での窓の落下事故に係る和解について

10 議 事

第1号議案 教育功績者表彰について

第2号議案 職員の人事について

委員長 委員全員に諮った上で、専決処分報告(2)及び(3)並びに全ての議案については、非開示情報が含まれる事項のため、その審議については秘密会とする旨決定。
会議録は別紙のとおり(秘密会のため公開しない)。

11 課長報告等

(1) 平成19年度宮城県立中学校入学者選抜要項及び宮城県立中学校入学者選抜募集要項について

(説明：高校教育課長)

「平成19年度宮城県立中学校入学者選抜要項及び宮城県立中学校入学者選抜募集要項について」御説明申し上げる。

資料は、別冊の「平成19年度宮城県立中学校入学者選抜要項」と「平成19年度宮城県立中学校入学者選抜募集要項」である。今年度も昨年に引き続き、平成19年度の宮城県立中学校入学者選抜要項、以下簡単に「選抜要項」と申し上げたいと思う。と出願者用の平成19年度県立中学校入学者選抜募集要項、以下簡単に「募集要項」と呼ばせていただく。この選抜要項と募集要項の2冊を作成した。

まず初めに、選抜要項について御説明申し上げます。体裁は昨年度のものとはほぼ変わりはない。表紙をお開き願いたい。平成19年度の宮城県立中学校入学者選抜の主な日程が記載してある。適性検査日は来年の1月13日(土)である。以下の日程については、6月の教育委員会に出した「入学者選抜の方針と概要」と変わりはない。今年度変更したところは、選抜要項4ページ目の「〔3〕適性検査」についての「2 検査の方法」のところである。これまでは、テーマ作文・グループ活動・集団面接であったところを、テーマ作文(45分)・総合問題(45分)・集団面接、このように変更した。昨年度は「テーマ作文」は「聞き取り問題」と「読み取り問題」合わせて70分であったが、今年度は45分の「読み取り問題」のみとし、グループ活動(50分)に変えて、総合問題(45分)を行うように変更した。これは、受検生の負担を考え小学校の1単位の授業時間45分に合わせたものである。これに伴って、3の「実施期日及び日程」が変更になっている。

次に、募集要項の方を御覧願いたい。選抜要項から出願者の保護者に必要な内容だけを取り出し4ページにまとめた。変更した部分については、3ページ目の「〔3〕適性検査」の「2 検査方法」と3の「実施期日及び日程」のところであり、先ほど御説明申し上げた選抜要項と同じである。

なお、この募集要項には、「入学願書」、「志願理由書」、「写真票」、「受検票送付用封筒」、「結果通知用封筒」、「出願書類提出用封筒」の書類を同封することとしている。

今後、この選抜要項・募集要項については、県内各市町村の教育委員会を通して各小学校に配布するとともに、古川黎明中学校、各教育事務所、高校教育課でも配布予定である。また、保護者向けの学校説明会を、明後日9月16日(土)大崎市民会館で午前と午後の2回に分けて開催するとともに、小学校の先生方向けに入学者選抜事務説明会を10月中旬に古川黎明中学校と県庁で行う予定である。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員： グループ活動というのは止めてしまったが、なんで止めたのか。

高校教育課長： グループ活動については、グループ活動の中での、集団の中での個人の特性を見ると、いう優れた評価の面もあった訳であるが、一方でやはり限られた時間の中で集団の中での役割を評価するのにやはり難しい点があったということなどもあり、それよりは生徒の多様な能力を見るためということで総合問題に切り替えたということである。

(2) 第33回東北総合体育大会の結果について

(説明：スポーツ健康課長)

「第33回東北総合体育大会の結果について」御説明申し上げます。

資料の1ページをお開き願いたい。

第33回東北総合体育大会では全部で38競技行われる訳であるが、うち29競技が主たる会期である8月25日(金)から27日(日)までの3日間、本県で開催されたということである。水泳、ボート、カヌー等の9つの競技であるが、これは主会期以外の分離開催であり冬季のアイスホッケーを除いて8競技が既に終了しているところである。

東北総合体育大会の結果についてであるが、「競技別」の総合優勝数は、37競技中17競技となっている。各県別にみると、宮城県の17競技が最も多い優勝数であり、これに続く秋田県・福島県の優勝数7を大きく上回っているところである。このような成績については、5年前の宮城国体に向けて強化された競技力、これも現在なお継続して定着していることの現れではないかというふうに推測しているところである。

それから東北総体では、国民体育大会のブロック予選を兼ねているというふうな競技も多い訳であるが、この競技については、90種別のうち55種別が予選を通過し、その突破率は、61.1%となり、前年度よりも約4.9ポイント上回っている。この結果、今年の第61回国民体育大会への宮城県選手団の出場状況は、今年冬の冬季大会からの通算で、ブロック予選がある競技、ない競技を合わせると、155種別中115種別の出場と、これは74.2%の出場率ということになっている。今年の国体はこの9月末から10月上旬兵庫県で行われる訳であるが、その目標としては総合順位で10位前後を目指しているところである。この目標が達成出来るよう、県としても、体育協会や競技団体と連携しながら、積極的に取り組んでいくこととしている。

なお、前年の第60回国体の成績は、総合成績で11位ということであった。それから資料の方は2ページ以降に各競技別の成績を掲載しているので参考にいただければと思う。

(質 疑)

櫻井委員 スポーツセンターがなくなったことの不便さというのは全く感じられない大会だったのか。

スポーツ健康課長 特にスポーツセンターがなくなったということで不便は感じられなかった。というのは仙台市内だけではなく県内各地に開催会場を求めて分散させたので、その点の心配はなかった大会であった。

佐々木委員 私、開会式を今年初めての経験なので見せていただいた。例年どのように行われていたのかというのは分からないが、やはりスポーツ大会というのは開会式、閉会式というのも参加する方、あるいは県民の方達にとっても割に大事な部分かなあという気がする。例えばいい成績が出せない参加者にとっても大変開会式の時に例えば旗を持って入場する役割を任せられたり、あるいは選手宣誓をするというようなことはやはりスポーツを頑張ってきた者にとっては一生の思い出になるような大事な晴れの場面かなあと思うので、何となく今年の開会式の様子を見ているとそういう部分がちょっと残念だったかなあ、ああいう雰囲気、形だけするという雰囲気しか感じられなかったもので、やはりもうちょっとそういう部分にも、折角色んな県から大勢の選手が集まってくるのでそういう人達にもう少し晴れの舞台、頑張ってきたことに対する名誉を感じるような場面を作ってあげてもいいんじゃないかなあというふうな、演出上の感想を持ったが例年はどのようなになっていたのか。

スポーツ健康課長 例年というか、各県によって多少差はあるかと思うが、この大会は毎年行っており、東北六県であるので六年に一回回ってくると、かなりのある意味で財政的負担も強いられる大会である。そういった中で競技の日程もなるべく詰めて各県からやってくる方にも経済的な負担をかけないようにというふうな要請もあり、全体的にスリム化、簡素化というのを第一のモットーとして行っている大会であるので、委員おっしゃる気持ちも分かるが、なるべくスリム化した中で最小限の開会式としての要素はきちんと押さえようということで企画したものであるので、その辺は御理解いただければなあというふうに思っている。

12 その他

総務課長 平成17年度における児童生徒の問題行動等の現状について、義務教育課長並びに高校教育課長から御説明、御報告を追加でお願いしたい。

義務教育課長 昨日、9月13日になるが国の方で平成17年度における児童生徒の問題行動等の現

状が公表されたので、それとの関連でこの場では本県の状況について御報告申し上げたいと思う。大きく二つの項目があり、一点目が暴力行為、それから二点目がいじめの状況ということで御報告申し上げたいと思う。暴力行為、それからいじめとも仙台市を含む小学校が461校、それから中学校が227校を調査対象とした結果である。

はじめに暴力行為であるが、全体的な傾向として中学校における暴力行為発生件数が前年比43件増の420件となったということ、これが一つである。それからその内訳を見ると特に生徒間暴力、これが前年比24件増の203件、それから器物損壊が前年比28件増の156件、これに対して対教師暴力については7件減の46件というふうな状況であった。もう少し詳細について報告申し上げますと、小学校の暴力行為の発生件数であるが、現状の になるが小学校は前年比1件増の19件、この19件については過去3年、4年ほど遡ってみると大体横ばいの状況の数となっている。それから中学校の方の先ほど申し上げた420件については、過去4年ほど遡ってみると大体370台でこここのところ3年間ほど推移してきた訳であるが、今回400台に入ったということで過去4年間の中では最大の発生件数というふうになっている。全国との数値が昨日公表されたので、それとの関連で申し上げますと、児童生徒1千人当たり、この場合は小学校、中学校、高校も入っているが、含めて全国の発生件数、1千人当たりの発生件数であるが全国が2.6に対して本県が小中高2.2件というふうな割合である。それから の暴力行為発生学校数であるが、小学校においては前年比3校減の10校、中学校が2校増の141校となっている。形態別発生状況を申し上げますと、 であるが小学校では生徒間暴力では三件ほど増えて15件、中学校の方にいくと生徒間暴力、それから器物損壊がいずれも20台の増ということになり、それぞれ203件、156件というふうになっている。

なお、対教師暴力であるが、小学校1件、小学校についてはここ数年対教師暴力は本県はなかったもので、前年比で言うと1件増という形になっているし、中学校においては前年比7件の減の46件という数値になっている。 の加害児童生徒の数であるが、小学校では30名で前年比17人減となっており、中学校では逆に90人ほど増え加害生徒が439というふうな数字になっている。全体的な小学校、中学校の暴力行為の平成17年度の傾向であるが、理由等々について、あるいは状況等々について報告いただいている訳であるが、小学校、中学校とも悪ふざけ、あるいは悪戯、そういったことが直接原因となり、それがエスカレートしていった友達に対して暴力をふるう、あるいは八つ当たりで器物損壊行為を働くというふうな割合が今回17年度の結果からは出ている。ということと加えて、一部の生徒、ある程度限られた子どもたちが繰り返して行っているということ、こういったことも小学校、中学校とも共通して言える傾向であった。

続いていじめの状況であるが、いじめの発生件数については小学校、中学校とも大幅に減少し、小学校では73件減の86件、中学校においては前年比96件減の208件ということであった。過去4年間で最小の発生件数というふうになっているし、発生件数の小学校の86件、中学校の208件、これらのうちのほぼ9割台の事例、事案が既に年度内に解決済みであるというふうな報告も受けている。現状であるが、いじめの発生件数については今申し上げたとおりであるが、児童生徒1千人当たりの県全体の傾向であるが、この場合は暴力行為と違い小中高に特殊教育小学校も含めた数値になっており、全国が1.5、1千人当たりの発生件数1.5に対して本県が1.4というふうな

数値が出ている。いじめの発生学校数については、小学校が7校増の47校、中学校の方が10校ほど減り73校となっている。学年別で見ていった場合、小学校の場合であるが昨年度までは小学校6年生が最多という数字でここ数年推移していたが、17年度に限って申し上げると5年生が最多となっているというふうな状況になっている。中学校においても、中学校1, 2, 3と学年が進むにつれて増加の傾向がここ何年かあったが、昨年度の場合は中1, 中2とも同数の86, 中3が逆に36というふうな数字であり、これまでの傾向とは若干違った数値が出てきた。それから、発見のきっかけについては、小学校の方では保護者からの訴え, それから本人からの訴え, 中学校の方では児童生徒本人からの訴え, それから保護者からの訴えというのが上位を占めている。いじめの対応については、かつていじめが学校現場で勢いよく行われたというか、悲惨な状況があった時から比べると暴力というふうなものが大分割合が少なくなり、冷やかしか仲間はずれ, あるいは言葉での脅しというのがある。ただ、いずれにしてもいじめという範疇の中での行為であるのでまだまだこういったものが現実的には少なくなったとは言え状況としてはある。には解消状況というものを書いている。全体的な傾向を簡単に申し上げると、今申し上げたように冷やかしかからかい等々の増が見える訳であるが、子どもたちのいじめの状況, データ上教師の発見が割合として少ないというふうなことから類推すると、担任教師, あるいは学校教職員全体でいじめ防止については組織等も校内で持っており、常日頃気をつけているが、基本的には子どもたちのいじめが教師の目の付かないところ, あるいは校外でというふうな状況も報告されているので、若干というか、目を盗んでというか、そういった状況が報告からは伺えるなあと判断している。分析についてであるが、国の方で昨日公表したものであり、さらに国の方のデータ等も含めながら今後詳細な分析を加えて今後の指導に対応して参りたいなあとというふうに思っている。小中学校は以上である。

高校教育課長

では続いて高校の分について御報告申し上げます。資料の2枚目を御覧願いたい。高校の分については、暴力行為, いじめ, それから不登校, 中途退学と四つの項目について調査結果が発表になっている。まず暴力行為である。暴力行為, これは調査対象は公立高校91校を対象としたものである。高校における暴力行為の発生件数は小学校, 中学校と同様に高等学校においても宮城県では16年度と比較すると13件増加の127件であり、増加している。発生した暴力行為の中では対人暴力が12件で7件増と、16年度に比べて倍増, 2倍上に増えているというところが目立っている。また特に学校側における問題行動が目立っているという特徴がある。現状についてであるが、暴力行為の発生学校数及び発生件数については45校でこれは前年度と変わりはないが、件数については先ほど申し上げたとおり13件増加となっている。生徒千人当たりの発生件数であるが、本県の場合2.38ということになる。なお、括弧の全国公立高校平均2.40であるが、これを消していただきたいと思う。文部科学省では公立高校の全国平均は発表していない。強いて上げれば先ほど義務教育課長が報告したとおり全国の小中高の平均が2.6である。形態別発生状況については、17年度と16年度の数を挙げておいたがやはり両年度とも最も多いものは生徒間暴力である。続いて器物損壊とこのように続いている。また、加害生徒数総計であるが、これも149人とやはり件数が増えた分だけ29人増というふうになっている。

それからいじめである。いじめについてもこれは公立高校91校を対象とした集計結

果である。いじめについてもこれまた小中学校と同じように高校においてもいじめの発生件数は16年度と比較して13件減少し74件となっている。74件のうち1件を除いて全て年度内に解消しているということである。いじめの発生学校数は36校で16年度よりも3校増えているが、件数については13件減の74件となっている。生徒1千人当たりの発生件数については1.38である。これまた申し訳ないが括弧の中、全国公立高校平均0.89となっているが、これは文部科学省が発表していない。文部科学省が発表しているのはあくまでも全国の小・中・高・特殊の平均だけである。先ほど義務教育課長が報告したとおり全国の小・中・高・特殊の平均は1.5である。学年別の発生状況で見るとやはり1年生が最も多く、そして学年が上がるほど減少していくという傾向である。やはり1年、2年、3年と学年が上がるに従って心身の発達状況に応じて少なくなっているということがある。それからいじめ発見のきっかけであるが、16年度については半分以上が被害生徒からの訴えで発覚したということがあったが、17年度については被害生徒からの訴えが32.4%、一方、他の生徒からの訴えが20.3%ということでやはりいじめに対する認識が高校においても広まってきているのかなあというふうに思われる。それからいじめの対応であるが、数だけで申し上げると言葉での脅しが33件と一番多くなっているが、やはり冷やかし・からかい等も小中学校と同様32件とやはりかなり多い数字になっている。

それから裏を御覧願いたい。不登校である。先月の教育委員会で学校基本調査について御報告申し上げたが、不登校については小中学校は学校基本調査での調査である。高校についてはこの問題行動での調査ということになる。これで申し上げますと、16年度と17年度を比較すると17年度のこれは公立高校、それから市立高校、私立高校全て含めてである。1,546名ということで不登校生徒が16年度と比較して192名減少している。本県の不登校生徒の1千人当たりの割合は21.6人である。なお、全国平均は1千人当たり16.5人である。不登校となった直接のきっかけについては、学校側の分析では学校生活での影響、これが約4割、それから本人に問題があるのではないかという分析が約35%前後ということで、16年度、17年度大きな差はない。それから不登校の対応であるが、16年度においては無気力型が約3割と最も多かった訳であるが、17年度については不安など情緒混乱のタイプというのが33.6%とこれが約3分の1で最も多くなっている。不登校生徒への指導結果の状況については、指導の結果登校出来るようになったというのが17年度においては40.6%、4割が登校可能になってきている。それからまだ指導中であるというのが2割、それから残念ながら高校を中退したというのが37.5%という状況である。

それから中途退学についてである。中途退学についても16年度と17年度を比較すると私立高校を含めてであるが、17年度が1,453名ということで前年度より72名減少している。ちなみに1千名当たりの中途退学生徒数については、2.0である。それから全国平均が2.1である。中途退学の理由としては、16年度、17年度基本的には同じである。学校生活不適應、あるいは学業不適應、あるいは進路変更、この両者を合わせて半分以上、約6割を超えるという状況である。不登校生徒数、それからあるいは中途退学者数、昨年度と比較すると減っているとは言え、特に不登校生徒数については全国平均よりも高いということもある。今後ともスクールカウンセラーの配置等を通して、あるいは様々な研修会を通してこれらの問題の解消に当たって参りたいとい

うふうに考えている。以上である。

(質 疑)

櫻井委員 まず一つは、不登校に対する指導結果の状況を見ると、色々指導されている努力は分かるが、具体的にはどういう努力をしているかということと、やはりあと現場で見るとスクールカウンセラーだけではなくて精神科医のアドバイスが受けられる環境というのが不登校の指導には欠かせざるものであると思うが、同じ県立の高校でもスクールカウンセラーに精神科医がタッチしている学校とそうではない学校と見受けられるが、今後精神科医の学校現場への直接のスクールカウンセラーとしての兼務でも良いが考えているかどうかということが一つ、お聞きしたいと思う。

高校教育課長 スクールカウンセラーについては精神科医の先生をお願い出来ればよろしいかなあとというふうには思っているが、現実には非常に精神科医の先生が限られており、それからあとスクールカウンセラーについては、年24回行かなければならないというそういう制約もあり、やはり精神科医の先生を充てるというのは現実的にはかなり難しいのかなあと思っている。ただ教育研修センターの総合教育相談事業の中では精神科医の先生に相談に当たっていただいているということがある。

櫻井委員 医師会の学校保健医会の中でメンタルヘルスが色々問題になっていて、学校の現場にも精神科医が参加して下さるような声かけというのが起きているようであるので、何かのチャンスがあったら教育委員会の方からでも、年に1回でも2回でも立場として何かあったら相談出来るというのが、各校に精神科医がスクールカウンセラーの上に一人でも名前を連ねていただくと、養護教諭、学校医、それからスクールカウンセラーとすぐ安心して不登校の児童や生徒の指導が出来ると思うので、声かけだけは諦めずにやっていただきたい。いつも私が質問するとなかなか精神科医は人数も少ないし難しい、そして経済的な問題もあるしとおっしゃるが、色々研究会で精神科医の先生方と一緒に勉強しているが熱心な先生方がいっぱいいらっしゃるので声かけはされてはどうか。

高校教育課長 今委員から御指摘があったとおり何らかの機会を使い、例えばスクールカウンセラーの研修会においでいただくとか、あるいは養護教諭の研修会においでいただくとか、何らかの機会を通してそういうふうなチャンネルというか、そういうのを確保するように努力したいと思う。

委員長 暴力行為とかいじめの地域分布というか、高等学校によってどこが特に目立つとかそういうのはあるか。

高校教育課長 特に大きく地域的な偏りというのではないかと思っている。

委員長 万遍なくどこの学校もその位の割合では起こっているということか。

高校教育課長 万遍なくというか多少学校によって多い少ないはあるかもしれないが、地域的な差は余り無いと思う。都市部と郡部の差であるとか、あるいは沿岸部とそうでない方とか、そういうことはないかと思っている。

山田委員 今の件に関してであるが、地域的な差はあまりないとおっしゃったが、現状を私もPTA活動などで見てきて学校によっては生徒指導に異常に力を入れている学校とあまり力の入らない学校と見てきたが、やはり生徒指導をしっかりやっている学校は比較的安定しているのかなあと見てきたが、その辺の要因というか実態調査とか、その辺はどの程度把握しているのかお聞きしたいと思う。

高校教育課長 生徒指導に力を入れている学校というのはなくて、どこの学校でも生徒の実態に応

じて力を入れて指導をしていただいているのかなあと思っている。ただ生徒の実態に応じての指導になるのでそこは大変難しいところなのかなあと思う。

委員長 今委員の言ったことは大変重要なことでそれをちゃんと見た方が良い。学校毎に本当に指導をしているかどうか、それは調べることはないが、そういう認識は私は持った方が良いと思う。

佐々木委員 いじめに関してであるが、何かいじめに関する事件が起きると必ずインタビューのようなものがある、「そういういじめは実際にはあまり把握していなかった」というような応答が必ず、学校の校長先生の「そういうものはなかったというふうに認識している」というような応答のシーンがテレビでよく放映されるのを見るが、この辺の調査というのは毎年学校に義務付けられていてするものなのか。それともたまたま今回何か特別な調査、要するに定期的にそういうものがあるかどうかをシステムとして調査するような何かが出来ているのか。

高校教育課長 文部科学省の定例的な調査である。学校に対して年度初めに調査をして集計したものである。

佐々木委員 そうすると年度初めに一度ではなくて例えばもうちょっと年に数回チェックを各校でする、別に報告、まとめは年に一度にしても、各校で年に何回か校長先生に報告が行くような形で調査をするというようなことをすると、例えば教師が発見というような例が増えるというようなこともあるのかなあっていう気が、いつもあることは「そういうものはなかったと聞いている」と、何も問題がないという子達がいじめ合って大きな事件が起きたというようなことがあるので、もうちょっと網の目を細かくしてみるというのも発見とか予防に効果があるんじゃないかなあとという気がするが、例えば宮城県だけでも年に一度の報告じゃなくて各校では何回か調査してみるというようなことを考えるのもいいんじゃないかなあとという気がした。

高校教育課長 生徒指導主事の研修会もやっている。それからあと宮城県高等学校生徒指導研究会等での各事例を持ち寄っての研修会等もある。そういったところを通していじめとかについてもやはり芽の小さいうちから発見出来る目を先生方に養ってもらおうというふうな、あるいはそれから生徒指導事例集とかを全ての学校に配付するなどやっているが、さらにどういう方法が可能なのか色々考えて参りたいなあと思っている。

鈴木委員 小中の方の説明の中に同じ生徒が繰り返して行っている例もあるというようなお話をちょっと耳にしたような気がするが、そういう生徒というのはどこの学校にもいるような気がするが、最近問題になっている家庭的に、経済的にやや問題のある家庭の子どもが該当しているのかどうかその辺をお尋ねしたい。これはまだ分からないか。

義務教育課長 暴力行為を働く子どもたちの家庭の経済力なりそういった観点からの要因分析は報告されておらず、その分での背景というのはよく分からないが、ただ委員の方から今お話のあった繰り返しやるといふふうな子どもたちの一般的な傾向としては学習という面での遅れとか、それから傾向として不登校気味であるとか、そういった部分は傾向としてはあり、そういう面から見ると家庭で指導する部分とそれから学校の中で組織として、あるいは担当教諭として、学級として、学年として指導すべき事項というのがある程度より分けた形で可能なのかなあとというふうには思っている。それからもう一点補足であるが、先ほど黒川高校教育課長の方からの話にあった地域差であるが、これについては義務の場合に限っ

て申し上げると特定の学校で、特定の学年が、特定の子どもたちがということからすると地域によって結果として発生件数が、方や発生率が9.0位の割合の地域もあるし、方や0.1, 2の割合もあるので、地域の差というのは義務の場合にはどうしてもあるようである。

委員長 この問題についてはこの次の協議会でも家庭教育力のことに触れられているので、ちょっとピントがはずれるかもしれないがそっちの方でも触れたいと思う。

13 次期教育委員会の日程について

平成18年10月18日(水)午後2時から

14 閉会 午後3時52分

平成18年10月18日

署名委員

署名委員

